

(10) 児童家庭支援センター関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

- 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。